

～65歳以上で公的年金を受給している方～

市・県民税(住民税)の公的年金からの特別徴収制度

65歳以上で公的年金を受給している方の市・県民税(均等割額と所得割額)は、原則として年金から天引きする特別徴収制度が適用されます。

◆◆◆◆ 平成30年度から特別徴収の対象となる方 ◆◆◆◆

平成30年4月1日現在、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ)の方で、公的年金等所得に係る市・県民税の納税義務のある方は、10月支給分の年金から特別徴収になります。

平成30年度の市・県民税の税額のうち半分は、従来どおり納付書や口座振替での納付となります。
※介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる市・県民税の税額が老齢基礎年金等の額を超える方は、特別徴収の対象となりません

| 【徴収方法】 | | |
|--------|-----|---------|
| 区分 | 月 | 税額 |
| 普通徴収 | 6月 | 年税額の1/4 |
| | 8月 | |
| 特別徴収 | 10月 | 年税額の1/6 |
| | 12月 | |
| | 2月 | |

◆◆◆◆ 前年度より継続して特別徴収されている方 ◆◆◆◆

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額の総額(4・6・8月の徴収分)は「前年度の公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額」となります。平成29年10月から特別徴収が継続している方は、平成30年4・6・8月の年金支給時に前年度年税額の6分の1ずつを仮徴収します



| 【徴収方法】 | | |
|-----------|-----|----------------------|
| 区分 | 月 | 税額 |
| 特別徴収(仮徴収) | 4月 | 前年度年税額の1/6 |
| | 6月 | |
| | 8月 | |
| 特別徴収(本徴収) | 10月 | 年税額から仮徴収した額を差し引いた1/3 |
| | 12月 | |
| | 2月 | |

平成30年度 市・県民税に関する各種証明書の交付

全国のコンビニに設置の「マルチコピー機」でも交付できます!

平成30年度市・県民税に関する所得・課税証明書などの発行は、6月11日(月)の普通徴収税額決定通知書発送後になります。

ただし、特別徴収(住民税が給与からのみ天引き)の方に限り、5月14日(月)の特別徴収税額決定通知書発送後から発行できます。

時間／平日＝8時30分～17時15分、土曜日＝8時30分～12時

手数料(1通)／所得証明書・課税証明書・非課税証明書・納税証明書＝150円、所得課税証明書＝300円

発行窓口／市民税課・両支所市民グループ・市民サービスコーナー ※両支所市民グループは平日のみ。市民サービスコーナーでの即日発行は、平日＝9時～17時15分、土曜日＝9時～12時

【コンビニ交付】

平成30年度の証明書の交付は6月中旬からとなります。正式な日程は市ホームページでお知らせします。

交付可能な証明書／所得課税証明書・非課税証明書 ※いずれも最新年度のみ

利用時間／6時30分～23時 ※年末年始(12月29日～1月3日)、システム休止日を除く

必要なもの／マイナンバーカード ※交付時に設定した暗証番号が必要です



▲マルチコピー機